

議案第六十一号

宇部市営住宅条例中一部改正の件

宇部市営住宅条例（平成九年条例第二十八号）の一部を次のように改める。
令和六年六月七日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第六条第一項中「認められる者」の下に「（以下「单身居住が困難な者」という。）」を加え、同条第二項第八号ロ中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を、「第二十八条の二において」の下に「これらの規定を」を加え、同条第三項中「前項ただし書に規定する者」を「单身居住が困難な者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の一部改正等に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表 新

(入居者の資格)

第六条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項に定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者）を除く。以下「高齢者等」という。）にあつては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号及び第五号、港町住宅に入居しようとする者にあつては第二号から第五号まで）を具備する者でなければならない。

を除外する。以下「高齢者等」という。）にあつては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号及び第五号、港町住宅に入居しようとする者にあつては第二号から第五号まで）を具備する者でなければならない。

2

八

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項
(配偶者暴力防止等法
第二十八条の二において
準用する場合を含む。)

り裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

3

市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居者の資格)

第六条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項に定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身居住が困難な者」という。）を除く。以下「高齢者等」という。）にあつては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号及び第五号、港町住宅に入居しようとする者にあつては第二号から第五号まで）を具備する者でなければならない。

を除外する。以下「単身居住が困難な者」という。）にあつては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号及び第五号、港町住宅に入居しようとする者にあつては第二号から第五号まで）を具備する者でなければならない。

2

八

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項
又は第十条の二（配偶者暴力防止等法
第二十八条の二においてこれらの規定
を準用する場合を含む。)

り裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

3

市長は、入居の申込みをした者が単身居住が困難な者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

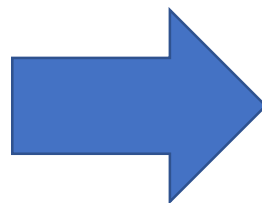
資料 1

【DV防止法の改正のポイント】

※ 10 条第 1 項 ⇒ 10 条第 1 項、10 条の 2（追加）

改正前

法第 10 条第 1 項
《保護命令》
(接近禁止命令等)
(退去等命令)



改正後

法第 10 条第 1 項
《接近禁止命令等》
※対象を拡大
(精神的な暴力も対象)

法第 10 条の 2
《退去等命令》

旧 新 旧 対 照 表 新

(入居者の資格)

第六条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項に定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者）を除く。以下「高齢者等」という。）にあつては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号及び第五号、港町住宅に入居しようとする者にあつては第二号から第五号まで）を具備する者でなければならない。

2
八

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項（配偶者暴力防止等法

第二十八条の二において

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居者の資格)

第六条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項に定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身居住が困難な者」という。）を除く。以下「高齢者等」という。）にあつては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号及び第五号、港町住宅に入居しようとする者にあつては第二号から第五号まで）を具備する者でなければならない。

2
八

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項又は第十条の二（配偶者暴力防止等法

第二十八条の二においてこれらの規定

3 市長は、入居の申込みをした者が単身居住が困難な者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

集約的表記として、定義

条項の追加による補正

集約的表記として、定義

アカデミー地区常盤台まちづくり構想（案）

～工学部・高専と共創するまちづくりに向けて～

令和6年6月

宇部市

【目次】

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	背景・目的	
	対象地区	
	人口	
	関連計画	
2	アンケート調査・・・・・・・・	3
3	ワークショップ・・・・・・・・	3
4	課題の整理・・・・・・・・	4
5	目指すべきまちの姿・・・・・・・・	5
6	まちづくりの基本目標・・・・・・・・	6
7	将来のイメージ・・・・・・・・	7
8	まちづくり構想の実現に向けて・・・・・・・・	8

1 はじめに

背景・目的

日本の人口は、平成 20 年をピークに減少局面へ転じており、特に地方においては、人口減少・高齢化が著しく進行していくことが予測されています。そのような中、国においては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に様々な取り組みが進められており、施策の一つとして、魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興等による地方への若者の定着が求められています。

このような国の動向を踏まえ、本市においても「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の動きを加速させることを目指した施策を展開しています。

アカデミー地区常盤台は高等教育機関等が集積し、大学生や教職員など約 5,000 人が集う地区で、少子・高齢化が進む本市において、様々な可能性を有しています。

また、山口大学では、「地域と共創・共生するキャンパス」を目指し、工学部および工学部とときわ公園をつなぐエリア周辺において、大規模な建物の更新等が具体的に検討され始めています。

本市では、この機をとらえ、地区に新たな価値を創出し、若者が集うまちづくりを推進するため、市民や地域団体、教育機関、行政等が目指すべきまちの将来像を共有し、それを実現するための指針となる「アカデミー地区常盤台まちづくり構想」を策定するものです。

まちづくり構想とは・・・

市民や地域団体、教育機関、行政等が
まちの将来像を共有し、
その実現に向け進んでいくための
指針となるものです。



対象地区

- ◆ 上宇部地区と琴芝地区内で、高等教育機関等が集積し、地域資源のときわ公園に隣接する下図の範囲を対象地区とします。

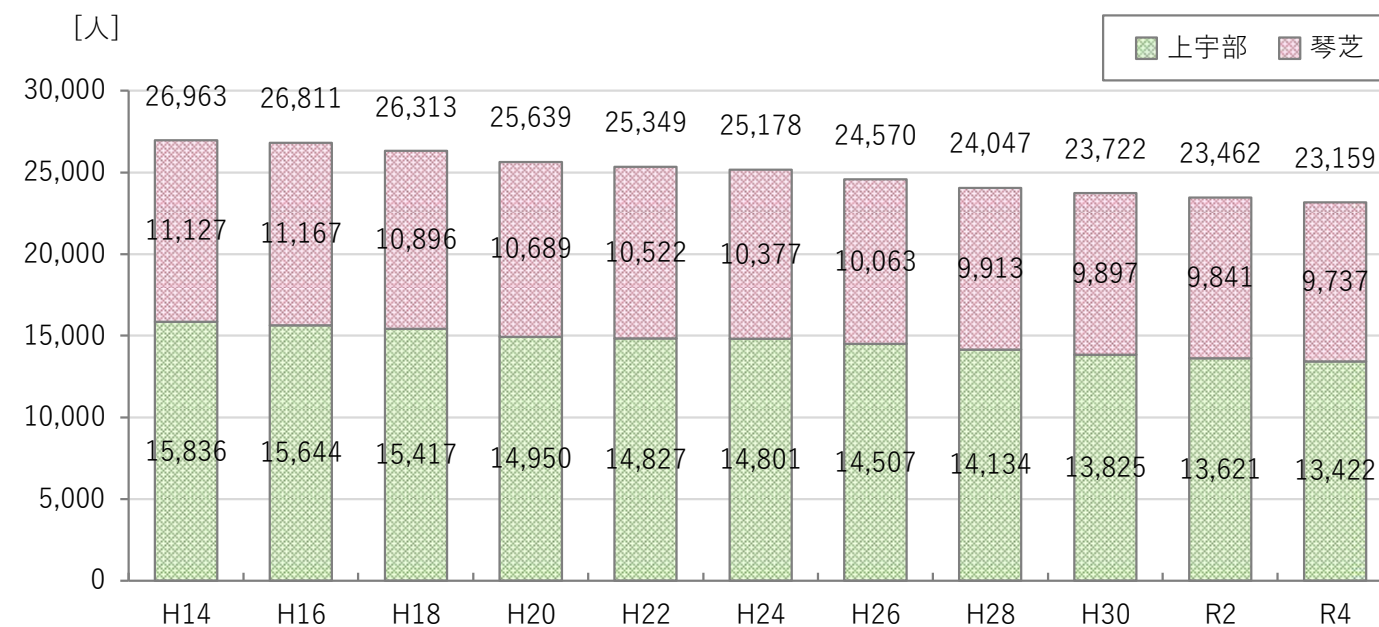
[対象地区]



人口

- ◆ アカデミー地区常盤台に含まれる上宇部地区は本市で最も人口が多く、琴芝地区も住宅地を中心とした土地利用がなされ、比較的人口が集積しています。
- ◆ 対象地区内には山口大学工学部と宇部工業高等専門学校等があり、人口に占める若者の割合が高い傾向にあります。

[上宇部地区と琴芝地区の人口推移]



資料：宇部市 地区別住民基本台帳

関連計画

関連する計画を以下に示します。「アカデミー地区常盤台まちづくり構想」は、関連する計画と整合を図ります。

【上宇部校区地域づくり計画】

○上宇部校区の将来像

宇部市発祥の地を誇りとし、みんなが健康で活気あふれた
交流のまち 上宇部

○今後の取り組み

・子どもの健全育成

「コミュニティ・スクールとしての小・中学校教育への
地域総がかりでの支援」「安心して子どもを育てられる子
育て環境の充実」の目標を掲げながら、子どもの健全育成
に取り組めます。

・地域防災の向上

「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たち
で守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断
の備えを進めるとともに、各種団体との相互連携を強めな
がら地域の防災力の向上を推進していきます。

・地域資源の活用

人の行動範囲や交流範囲が広がったこと等により、地域の
つながりを大切にする意識や地域に目を向ける機会が少
なくなっています。地域資源について、誰もが自分の住む
地域に目を向け、地域への誇りと愛着を持ってもらうため
の機会を多く持つことが重要です。

【宇部市都市計画マスタープラン】

土地利用方針においては専用住宅地として
ゾーニングされており、良好な住環境の保全
や利便性の高い住宅地の形成を目指してい
ます。

【宇部市立地適正化計画】

立地適正化計画で居住誘導区域（暮らしのお
すすめエリア）に指定されており、居住誘導
を図っていく地域となっています。



【琴芝校区地域づくり計画】

○琴芝校区が目指す将来像

自然と歴史と未来がひびきあうまち 琴芝

○今後の取り組み

・地域資源の活用分野

琴芝校区の地域特性を活かし、つながりあい、活力ある元
気なまちづくりを目指していきます。“自分のまちは自分
たちで創る”という意識で取り組み、活力ある元気な琴芝
校区を創造し、次世代に引き継ぐことが必要です。

・健康づくり分野

校区民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、互いにコ
ミュニケーションを図り、楽しみながらこころと身体の健
康づくりに取り組める琴芝を目指していきます。

・地域福祉分野

地域の生活課題に気付き、住民みんなで解決に向け協議す
ることで、全ての校区民が自分らしくいきいきと生きてい
ける琴芝を目指していきます。

・子どもの健全育成分野

“地域の子どもは地域で育てる”という意識を高め、子ども
の健全な成長を支えることで、ふるさとへの誇りと愛着を
高め、若者がいきいきと活躍することを目指していきます。



【宇部「学研地域コミュニティ」創成に向けた基本構想（山口大学）】

地域をキャンパスとして捉え、留学生を含む全ての大学人と地
域の人々とが、互いの歴史・文化・民族・言語・宗教など、多
様性を許容し、新たな価値観を創出する、アジアの風を感じる
「ダイバーシティキャンパス」を創造することを目指としてい
る。エリア全体を緩やかに結ぶ歩行者中心動線をネットワー
ク化・再構築することで、文教区としてエリア価値を最大化する。
更に工学部キャンパス周辺においては、大きな地域資源である
ときわ公園とグリーン・ネットワーク化を行うことで、「地域と
共生・共創するキャンパス」を目指す。



2. 常盤キャンパスの位置づけと地域連携フレームワークプラン

2-1. 地域・社会の中での常盤キャンパスの位置づけ

(1) 教育施設の集積を活かした新たな価値の創出
工学部キャンパスは、山口市下数部の都市公園である「ときわ公園」に近く、中心市街地や地域拠点と一定の距離を置く立地である。一方で、周辺には学部高等、学部高校、学部中央高校、常盤中学など、教育施設が集中しており、閑静な住宅と自然豊かな環境でスクールゾーンを形成している。特に学部地域の形成と発展の歴史には重要な存在であるときわ公園の存在と併せ、学部の地域計画の一部として機能する高等教育機関の位置づけを明確化し、新たな価値創出を目指す。

(2) 地域の若者が集うサイエンスの拠点づくり
工学部キャンパスは、宇部市中心市街地から北東2.5kmの市街化区域に立地している。周辺は住宅地ゾーンで、常盤キャンパスが面する工学部通りを軸として教育施設が集積する文教区が形成されている。また、工学部の学生数は3,300人、教職員数も合わせて3,700人であり、少子高齢化・若年層の人口流出が著しい宇部市において若者が集う重要な拠点となっている。

2-2. 地域計画を見据えたキャンパス周辺の空間構造と計画理念



2 アンケート調査

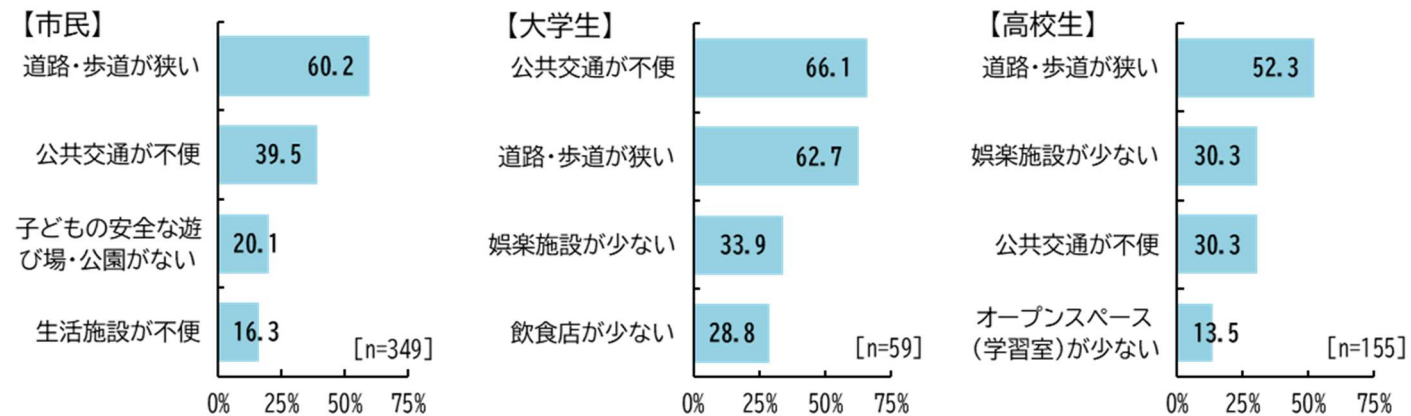
対象地区の現状や課題を把握し、山口大学工学部や宇部工業高等専門学校を活かしたまちづくりの可能性を探るため、市民や大学生、高校生、企業に対してアンケート調査を実施しました。

実施日：令和4年12月～令和5年1月

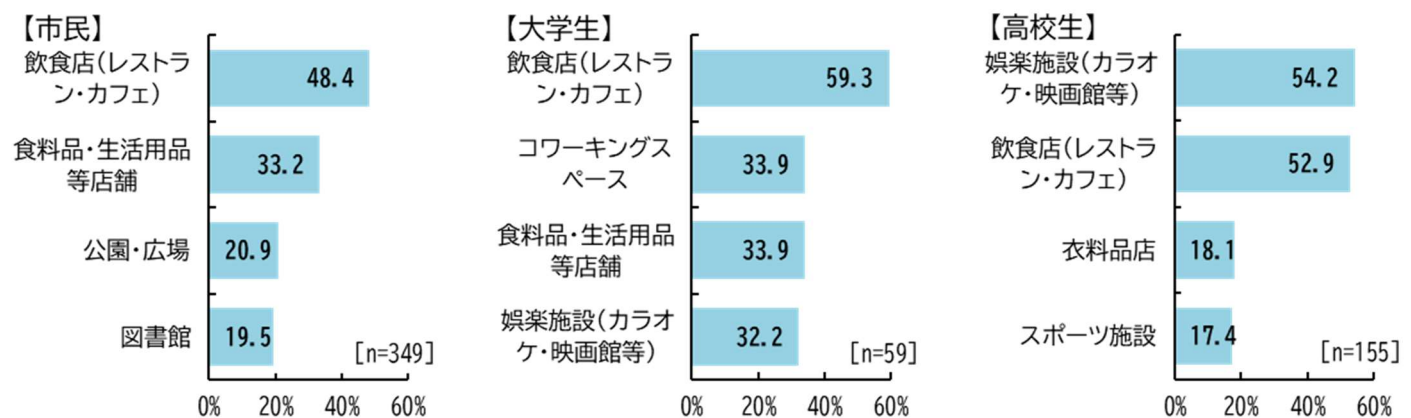
対象者：上宇部・琴芝地区の市民（20歳以上）、大学生、高校生、企業

回収数：上宇部・琴芝地区の市民：349件、大学生：59件、高校生：155件、企業：109件

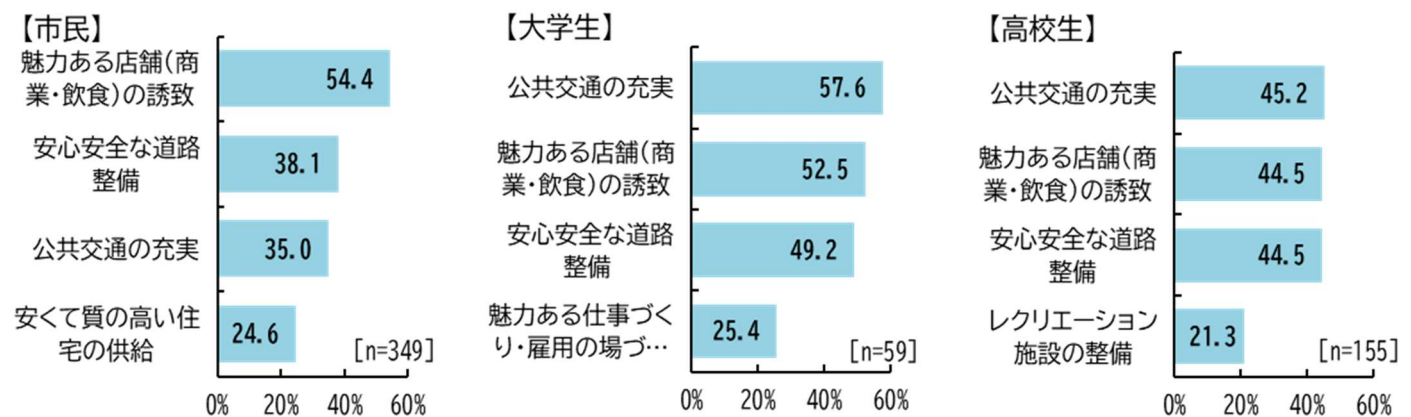
問 山大工学部・宇部高専周辺の困りごとについて教えてください。



問 山大工学部・宇部高専周辺にどのような施設・サービスがあれば、行ってみたいと思いますか。



問 山大工学部・宇部高専周辺で、若者が住みたくなる魅力あるまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。



3 ワークショップ

上宇部・琴芝地区にお住まいの方を対象に、まちの将来像やまちづくりの方向性について意見交換を行うワークショップを2回開催しました。

① 地区の特性



- **地域全体の特徴**
大学・高専とときわ公園が近い/中心市街地に近い
- **情報発信と学びのエリア**
学内にカフェ・図書館がある/広いグラウンドがある
- **歴史を残して伝えるエリア**
石炭の歴史や桃色レンガがある/水田跡地や用水路がある
- **みんなが集まる活動するエリア**
ときわ公園の景観が良い/観光している人や子どもがいる

② 課題の整理



- **地域と大学との連携**
地域の人が図書館や学食などを使っていない
- **ときわ公園**
出入りできる場所が限られている
- **交通・道路**
バス停を利用しにくい/歩道が狭い
- **防災**
大学・高専が緊急避難場所に指定されていない

③ 必要な取り組み



- **地域でできること**
定期的にイベントを開催/学生が地域活動に参加する
- **自分たちでできること**
空き家の活用やリノベーション/地域に関心を持つ
- **大学・高専でできること**
地域の人に大学・高専を身近に感じてもらう
- **行政で取り組むこと**
道路空間を整備する/バスなどの交通を使いやすくする

④ 優先順位を整理



- **ハード事業**
 - 道路空間の整備⇒歩きやすい道をつくる/交通渋滞の解消
 - 交通手段の見直し⇒バスの利用促進
 - 空き家の利活用⇒店舗の誘致
- **ソフト事業**
 - 地区の魅力向上⇒学園祭と、ときわ公園のイベントを連携させる/情報発信
 - 多世代交流⇒大学・高専が地域の人の集う場となる
 - 地域とのつながり⇒学生が地域の活動に参加する

4 課題の整理

アンケート結果、ワークショップの意見等を踏まえ、課題を整理しました。

分野		生活環境	交流・コミュニティ	産業・雇用	安全・防災
現状・課題		●大学生や高校生から地区に娯楽施設や飲食店が少ないことが挙げられています。 ●魅力ある店舗（商業・飲食）の誘致が求められています。	●山口大学は「明日の山口大学ビジョン 2030」で、地域と連携し、地域から信頼される大学になることを目指しています。 ●市民・大学生・高校生の 30%～50%が、地域のコミュニティ活動へ興味・関心を持っています。	●若者が住みたくなる魅力あるまちづくりを進めるため、魅力ある仕事づくり・雇用の場づくりが求められています。 ●企業と高等教育機関とのつながりが少ないことが雇用の問題点となっています。	●狭い道路や歩道が多く、通学や買い物など生活利便性の悪さが指摘されています。 ●バスの便数が少ないなど、公共交通の不便さが指摘されています。 ●新たな避難場所の設置が求められています。
ターゲット別 現状・課題	市民	<u>日常生活に欠かせない生活利便施設</u> ●徒歩圏内に生活利便施設が少ない ●飲食店や食料品店・生活用品等店舗が少ない	<u>子どもから高齢者まで安心安全に使えて集える場</u> ●子どもの安全な遊び場・公園がない ●大学施設を日常的に利用したい	<u>地域を担う若者を呼び込む仕事</u> ●人口減少・高齢化が進む中で、地域を担う若者が少ない	<u>良好な生活環境</u> ●移動手段として、公共交通が不便である ●道路・歩道が狭い ●交差点付近でよく交通渋滞が発生する ●災害時に避難する場所が近くにない
	大学生	<u>若者が使いやすい魅力的なサービス・店舗</u> ●食事や趣味・娯楽は宇部新川駅周辺や市外へ行く ●飲食店やコワーキングスペース、娯楽施設等が少ない	<u>学生が主体となったコミュニティ</u> ●地域のコミュニティ活動に興味・関心はあるが、活動の場がない	<u>得意分野・専門を活かせる仕事</u> ●市内の企業に興味関心のある学生は約 40% ●自分のやりたい仕事があることや給料・福利厚生が充実していることを就職条件としている	<u>学生が使いやすい公共交通</u> ●自動車や自転車での移動が多く、公共交通の利用が低い ●山口宇部空港や中心市街地への公共交通の利便性が悪い
	高校生	<u>若者が使いやすい魅力的なサービス・店舗</u> ●娯楽施設やオープンスペース、飲食店が少ない ●魅力ある店舗が不足している	<u>地元に愛着が生まれる交流の場</u> ●食堂・売店、体育施設を日常的に利用したい ●地域コミュニティ活動で、イベント・行事に興味を持っているが、実行に至っていない	<u>地元で働きたくなる魅力的な仕事</u> ●市内の企業に興味関心のある学生は約 50% ●自分のやりたい仕事があることや給料・福利厚生が充実していることを就職条件としている	<u>快適な交通環境</u> ●移動手段として、公共交通が不便である ●道路・歩道が狭い
	企業	<u>企業が出店しやすい環境・仕組みづくり</u> ●生活利便施設が少ない ●魅力ある店舗が不足している	<u>産学連携・地域連携によるコミュニティの活性化</u> ●山大工学部・宇部高専と連携した取り組みについて、市内企業の約 90%は実施したことがない ●産学連携への興味・関心は高いが、連携に関する情報や交流等、共有の機会がない	<u>地元の学生・高校生とのつながり</u> ●地元学生の採用は少ない ●リクルート活動の窓口がわからない ●大学・高専とのつながりがない	<u>快適な交通環境</u> ●若者が外部へ流出する要因の一つとして、交通環境の悪さがある

5 目指すべきまちの姿

課題から導いたまちづくりの方向性を踏まえ、目指すべきまちの姿を以下のとおり設定します。

○まちづくりの方向性

分野	生活環境	交流・コミュニティ	産業・雇用	安全・防災
方向性	<u>若者にとって魅力的な 店舗が充実する</u>	<u>誰もが気軽に大学等を利用し 交流している</u>	<u>先端研究拠点が形成される</u>	<u>安心・安全な環境が 整備されている</u>

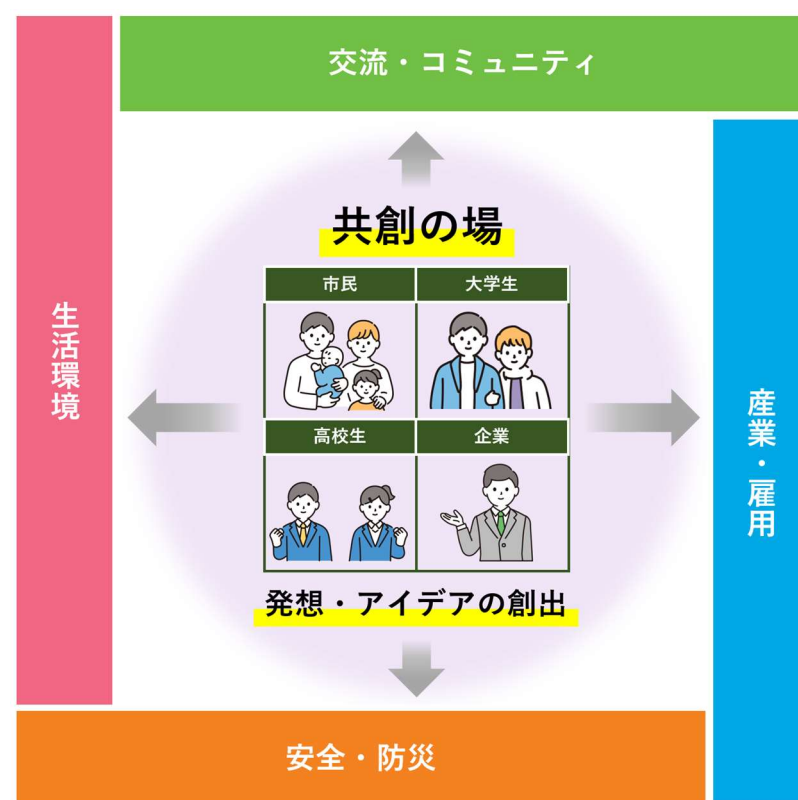


○目指すべきまちの姿（コンセプト）

多様な人材交流が新たな価値を生み出す ～若者と共創するまち～

地区の財産である若者が住みたくなるような環境づくりを進めるため、市民と大学生、高校生、企業等さまざまなステークホルダーが“交流する場”を設け、これまでにない多様な発想とアイデア、活動により、“新たな価値”を生み出すまちづくりを進めます。また、そのような“交流する場”として、地域資源である山口大学工学部や宇部工業高等専門学校周辺を位置づけ、交通や防災面が整った魅力的な共創拠点の創出を図ります。

○概念図



○共創の発想・アイデアのイメージ



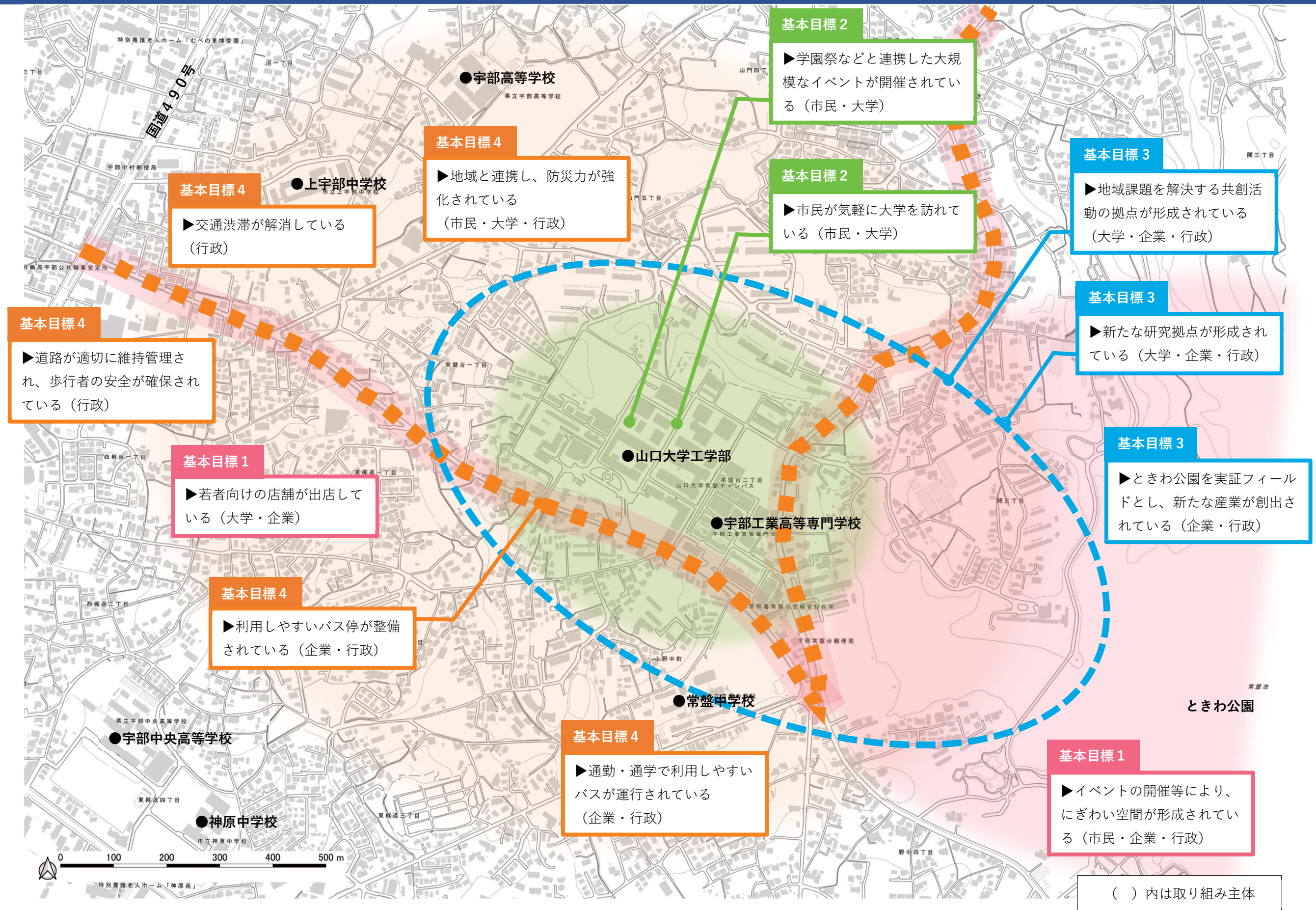
6 まちづくりの基本目標

目指すべきまちの姿を実現するため、まちづくりの方向性を踏まえ4つの基本目標を設定しました。

〇まちづくりの基本目標

基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3	基本目標 4
<u>空間の有効活用による 新たなにぎわいづくり</u> ● 道路沿線ににぎわい創出に寄与する店舗等の誘致を促進し、にぎわいの連続性を図ります。 ● ときわ公園や空き店舗等の空間を活用して、新たなにぎわいの創出を図ります。	<u>開かれた学びと 交流の場づくり</u> ● 学びと交流ができる場として、大学・高専を活用します。 ● 市民が大学・高専を活用する機会やコミュニティ活動に参加しやすい場を創出します。	<u>教育・研究機関と企業との 連携体制づくり</u> ● 高等教育機関と企業、行政等が連携を強化し、特定分野において強みを持つ研究拠点を創出します。 ● 地域課題を共有・把握するとともに、地域の人材育成や課題解決を図るための、共創プラットフォームを構築します。	<u>安心・安全に暮らせる 環境づくり</u> ● 歩行者や自転車、自動車が安全に快適に移動できるような道路空間の創出を図ります。 ● バス等の公共交通環境の充実を図り、移動の利便性を高めます。 ● 高台の立地を活かし、地域の防災力の強化を図ります。
[店舗の誘致]  (コンフリ宇部)	[開かれた大学]  (山口大学工学部)	[研究拠点の創出]  (山口大学提供)	[公共交通の充実]  (宇部市営バス)
[未利用地の活用]  (若者クリエイティブコンテナ)	[交流の場]  (常盤台地区の未来を考えるワークショップ)	[地域の人材育成や地域課題の解決]  連携支援 うべ起業サポートネットワーク (うべスタートアップ HP)	[防災力の強化]  (宇部市総合防災訓練)

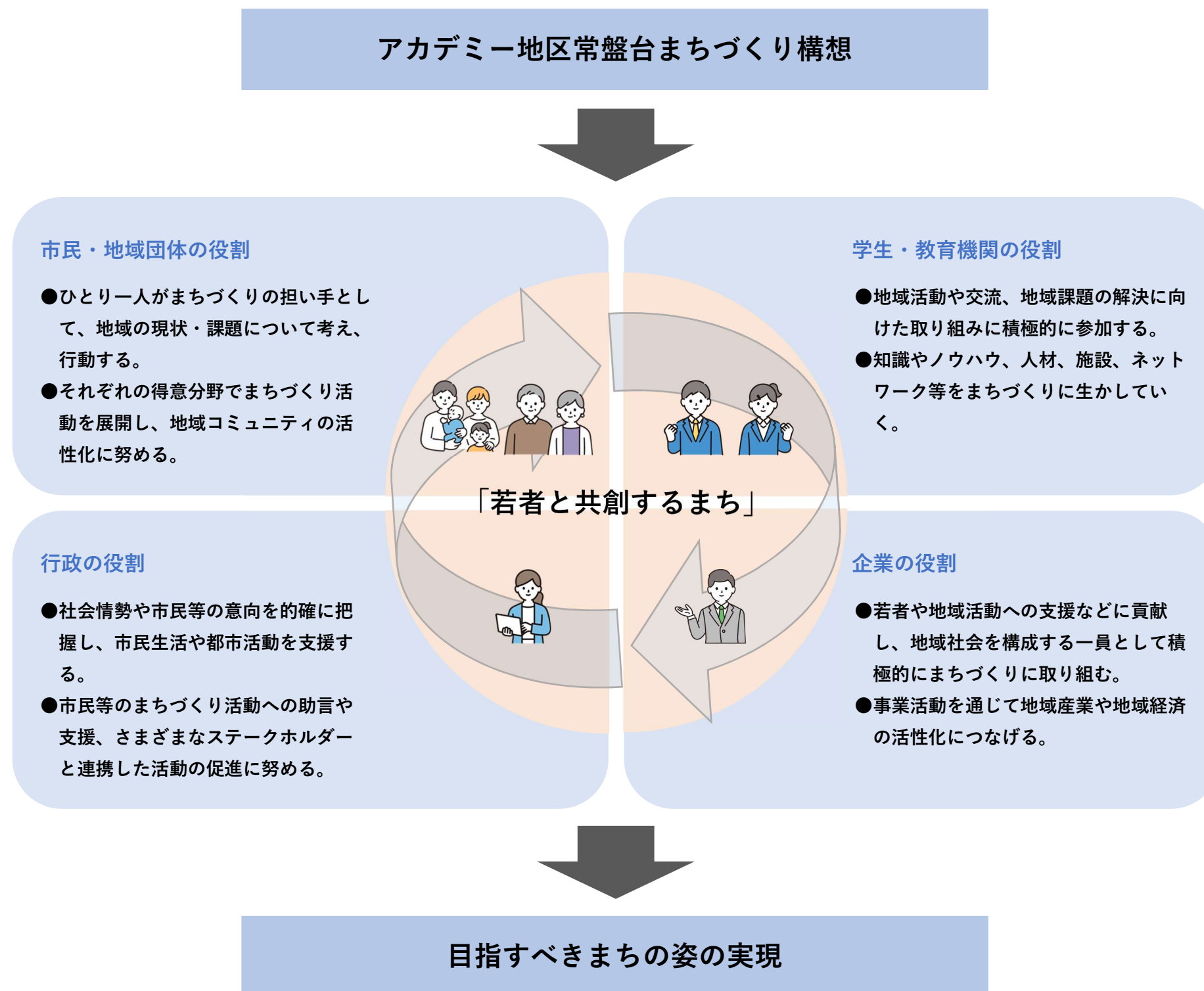
7 将来のイメージ



8 まちづくり構想の実現に向けて

まちづくり構想の実現に向けては、具体的な事業などの検討段階からさまざまなステークホルダーと連携し、目指すべきまちの姿を見据えた取り組みを進めることが重要です。特に、特性である若者の力を活かしながら、他にはない個性的なまちづくりを推進していきます。

また、地区の市民ひとり一人がまちづくりの担い手であるという意識を持ち、積極的にまちづくり活動に参加することが求められます。



宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討について

都市政策部 交通政策課

■趣旨

本市の公共交通は、人口減少・超高齢化の進行、モータリゼーションの進展、利用者ニーズの多様化などを背景として、利用者数は減少傾向にあるが、一方で、超高齢化の進行に伴い、運転免許証の返納により自動車を運転できなくなる高齢者が増えており、公共交通を維持・確保していかなければならない状況が顕在化しています。

このような状況の中、公共交通を将来にわたって持続可能な移動手段とするため、宇部市立地適正化計画に掲げる多極ネットワーク型コンパクトシティといったまちづくりの方向性や交通事業者の現状、行政負担額、クロスセクター効果等から本市における公共交通のサービス水準を明確にするとともに、令和8年度に予定している「地域公共交通計画」の改定に向けた検討資料等とすることを目的に公共交通のサービス水準の調査・検討を行います。

■実施方法と受託事業者選定方法

地域公共交通サービス水準の調査・検討は、高度な知識及び豊富な実績を必要とすることから、業務委託により実施することとし、本業務は価格のみによる競争で受託事業者を決定することは適当ではないため、プロポーザル方式により受託者を選定します。

■公募スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和6年4月19日（金曜日）
企画提案書提出期限	令和6年5月23日（木曜日）
プレゼンテーション	令和6年6月5日（水曜日）
契約協議・契約締結	令和6年6月11日（火曜日）

■委託期間

令和6年6月11日（火）から令和7年3月28日（金）まで

■業務委託の内容

- (1) 現状分析・課題等の抽出
- (2) 公共交通等のサービス水準の検討
- (3) 行政負担額の算出
- (4) 地域内交通の代替交通モードの整理
- (5) 宇部市の公共交通の総合的な方針の改定素案の作成

■受託事業者

島根県出雲市萩杼町 2 7 4 番地 2

株式会社バイタルリード 代表取締役 森 山 昌 幸

■契約額

4,950,000円（うち消費税及び地方消費税の額：450,000円）

■事業スケジュール

時 期	実 施 内 容
令和 6 年 6 月 11 日 （契約締結日） 以降	【公共交通の現状把握】 J R やバス等における利用者数や便数等の現状を把握 ・ 一時間当たりの便数 ・ 利用者数 ・ 料金設定 など 【データ分析】 統計データや人流データ、アンケート調査等により宇部市 域における交通関連のデータを分析し特徴を捕捉 【地理的状況把握】 本市における線路や道路、各施設の分布など地理的特徴を 把握 【クロスセクター効果】 地域内交通実施地区におけるクロスセクター効果を算出 【サービス水準の設定】 最低限・現状・理想的な各サービス水準案の設定
11月上旬	宇部市公共交通協議会委員の意見集約
12月	議会中間報告
令和 7 年 1 月	パブリックコメントの実施
3 月	宇部市の公共交通における最適なサービス水準を公表

産業建設委員会

5 宇部市常盤通りウォークブル推進協議会の 開催状況について

都市政策部
中心市街地活性化推進課

令和6年6月19日

宇部市常盤通りウォーカブル推進協議会及びにぎわい創出検討部会の開催状況について

■協議会の開催状況

協議会	開催日	内容
第1回 ～ 第4回	令和4年3月28日（月） ～ 令和4年9月28日（水）	【エリアビジョン・空間利活用デザイン・社会実験検討】 「 キャッチフレーズ（ときわTerrace：通称T-Terrace） 」と「 整備方針 」を決定。また、社会実験の実施体制を決定
第5回	令和5年1月31日（火）	【空間の管理運営・ブランディングの検討】 管理運営体制についての検討
第6回	令和5年3月27日（月）	【空間の管理運営・ブランディングの検討】 管理運営体制、情報発信、今後のスケジュールについての検討
第7回	令和5年6月13日（火）	【社会実験・実施設計・駐車場基本計画（案）の説明】 社会実験の内容を検討、実施設計・駐車場基本計画（案）を説明
第8回	令和5年7月19日（水）	【実施設計内容の説明】 ランドスケープの考え方、構造物等の仕様、彫刻の配置、全体平面確認
第9回	令和6年2月2日（金）	【社会実験結果報告、実施設計・ウォーカブル区域・ほこみちの説明】

■部会の開催状況

部会	開催日	検討内容
第1回 ～ 第16回	令和4年3月28日（月） ～ 令和5年3月2日（木）	【エリアビジョン・空間利活用デザイン検討】 キャッチフレーズ、7つの公園的歩行空間のゾーン別コンセプトの検討、整備イメージの模型を製作し、整備方針（案）を部会に提案 【社会実験・空間の管理運営・ブランディング検討】 社会実験の内容、情報発信の手法についての検討
第17回	令和5年6月1日（木）	【社会実験の概要・実施設計の状況を報告】

ウォーカブル推進協議会での報告事項

第9回 ウォーカブル推進協議会（令和6年2月2日）

- ①社会実験（ときわいこっと。3）の結果について
- ②実施設計内容について
- ③ウォーカブル区域について
- ④歩行者利便増進道路（ほこみち）の指定について

ウォーカブル推進協議会の報告事項

①社会実験（ときわいこっと。3）の結果について

【実験項目①】新モビリティの運行

《結果》

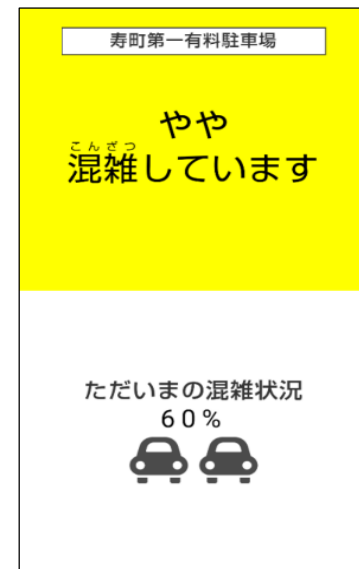
- ・グリスロの利用者数8日間で88人（平均11人／日）
- ・ヒヤリハット及び苦情件数0件
- ・利用者の満足度91%
- ・有料でも利用する36%（100円／回程度）



【実験項目②】AIカメラによる駐車場混雑度の情報発信

《結果》

- ・駐車場の混雑状況をウェブサイトで見た19%
- ・役に立った92%
- ・駐車場稼働率25%（令和4年度）⇒32%（令和5年度）



ウォーカブル推進協議会の報告事項

【実験項目③】 歩行者通行量

《結果》

- ・平日は実験前に比べ約70%増
- ・休日は実験前に比べ約100%増
- ・大型イベント時は実験前休日に比べ約400%増

平日 約1,500人→約2,600人

休日 約1,050人→約2,100人

イベント 約1,050人→約5,000人

※西京銀行前、キッズラップ・中津瀬神社前、
ボスティビルド前 における歩行者通行量
(9時～18時)

【実験項目④】 AIカメラによる滞在空間の利用状況の分析

《結果》

利用人数

- ・ 9/23～9/24（2日間） 約4,500人

※参考：パルクール日本選手権の来場者数2万4千人

- ・ 9/25～10/22 (28日間) 約8,300人 (約300人/日)

時間帯による利用状況

- ・休日の利用は1日を通して比較的一定であり、平日の利用は15時以降が多かった。



ウォーカブル推進協議会の報告事項

【実験項目⑤】 持続可能な管理運営

《結果》

- ・管理事務所と備品収納庫が近く、管理業務を効率よく実施出来た。
- ・貸しスペースについて、募集前に活動団体等への声掛けを行い、様々な活動団体の利用があったが、貸出率は50％に満たなかった。
- ・貸スペース（キッチンカー、活動スペース等）利用者の満足度35％

※出店料を徴収する割には広告が足りないなどの意見

【実験項目⑥】 自転車と歩行者の通行の安全性

《結果》

- ・ヒヤリハット件数4日間で8件
※ヒヤリハットの多くが歩行者が道を塞ぎ、自転車通行を阻害するもの
- ・その他、歩行者通行帯や民地出入口前への駐輪あり

実験項目⑤



実験項目⑥



ウォーカブル推進協議会の報告事項

【実験項目⑦】 アーバンスポーツエリアの騒音対策

《結果》

- ・スケートボードの音はわずかではあるが低減した。
- ・苦情件数 11件（令和4年度）⇒ 4件（令和5年度）



【実験項目⑧】 道路形態の変更（国道190号の車道通行止）による影響

【結果】

- ・周辺道路で目立った渋滞や交通事故の発生は無かった。
- ・交通規制に対する苦情件数12件
※苦情内容：営業に影響が出る、情報提供が不十分など



ウォーカブル推進協議会の報告事項

②実施設計内容について

No.	協議会で決定した事項	備考
1	ケヤキ（並木）の樹間は10～11m程度を基本とする。	樹木管理指針に則る
2	旧山口井筒屋宇部店前のプラタナスは伐採する。	ヒストリア宇部前のみ残置
3	芝生エリアは天然芝を基本とする。ただし、キッズラップ前の築山部分は人工芝とする。	
4	バスシェルターの屋根はフラット型とする。	
5	自転車と歩行者の通行帯についてルール作りやサインや舗装の色分けなどによる明示を検討すること。	

ウォーカブル推進協議会の報告事項

No.	その他の意見	対応
1	キッズラップ前の子どもの遊びエリアは、親が見守りで座れるところを検討すべき。	設計に反映
2	砂場は維持管理の観点からやめた方がよい。社会実験で人気のあったトランポリンなどを検討してはどうか。	幼児向けの遊具を検討中
3	せせらぎの水深はくるぶし付近まであった方がよい。	イベント時など水量（水深）の確保を検討
4	トイレについての計画はどうなっているのか。	中津瀬神社敷地にある公衆トイレをより大きい規模で更新予定
5	コンテナのデザインは周囲に調和したものとしてほしい。	検討する

ウォーカブル推進協議会の報告事項

③ウォーカブル区域について

ウォーカブル区域（滞在快適性等向上区域）とは・・・

例えば、駅前や商店街など人が集まるまちなかについて、人々が歩いて広場、店舗などの様々な交流・滞在施設に立ち寄ることが想定される、1km程度の歩ける範囲

区域を設定するメリットは・・・

民間事業者等（土地所有者等）が、区域内で市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出する事業を行う場合、税制特例、法律上の特例等の支援措置が受けられる。

【交流・滞在空間を創出する事業】

- ・ 民地の広場化
- ・ 建物低層部のガラス張り化
- ・ 店舗軒先を休憩スペースとして開放 など

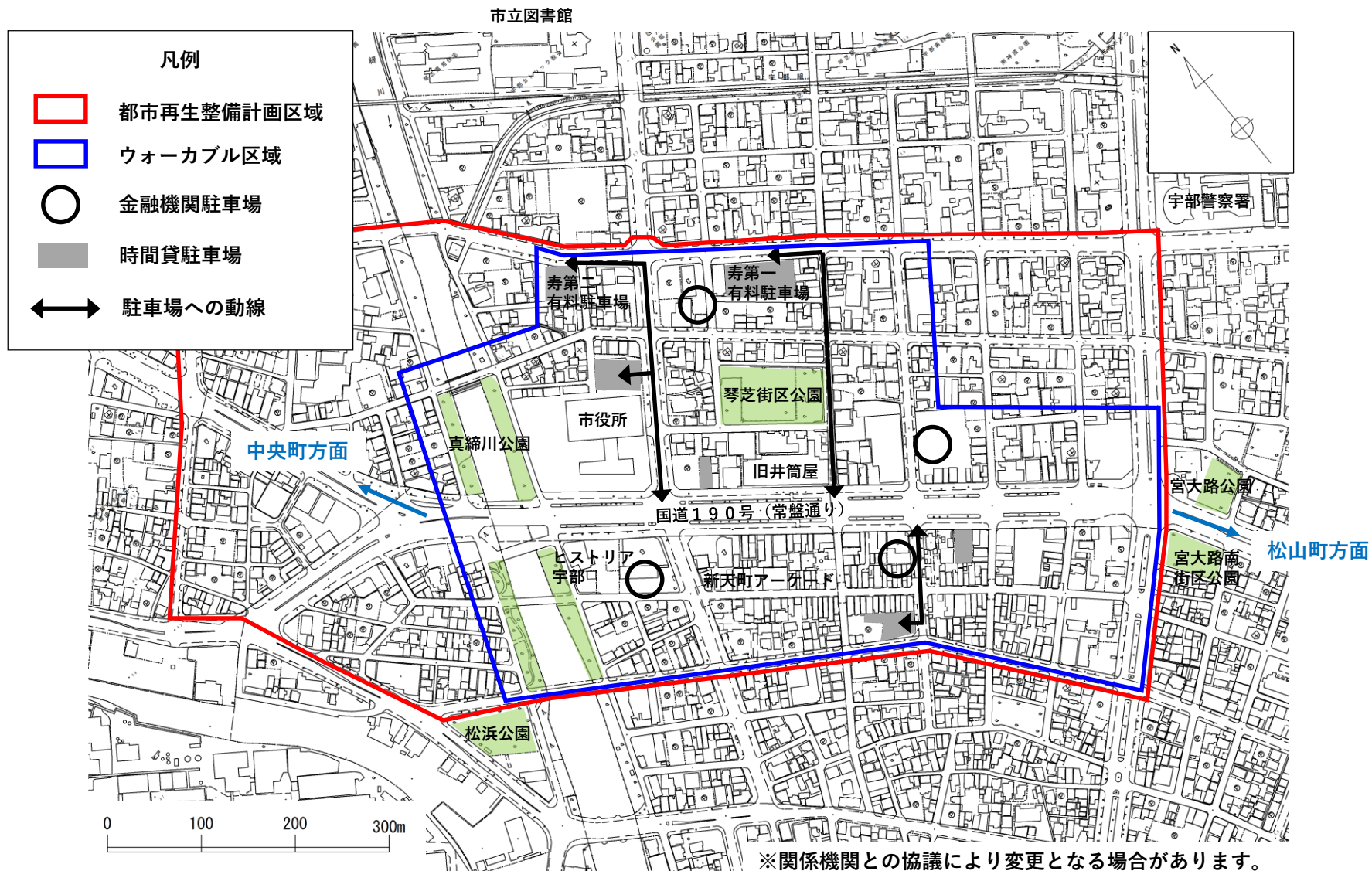
【税制特例、法律上の特例等】

- ・ オープンスペース化した土地や建物低層部の固定資産税・都市計画税の軽減
- ・ 地域の催しに関する情報を提供する看板又は広告塔を都市公園に設置可能
- ・ 市町村が所有する普通財産を民間事業者等に安価な貸付が可能 など



※支援措置を受けるには各種要件を満たす必要があります。

ウォーカブル推進協議会の報告事項



ウォーカブル推進協議会の報告事項

④歩行者利便増進道路（ほこみち）の指定について

歩行者利便増進道路（ほこみち）

にぎわいのある道路空間を構築するための道路の指定制度

【指定によるメリット】

- ・ 特例区域において、占用が柔軟に認められる。
- ・ 占用物件の種類が多い
- ・ 占用料が9割免除
- ・ 占用申請の簡素化など

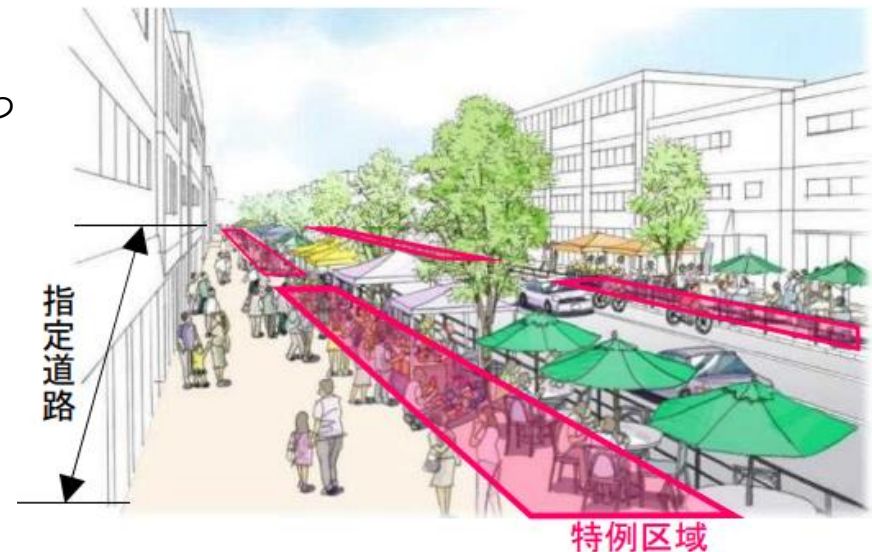
⇒ウォーカブル化の魅力が最大限発揮

【指定区間】

市役所前～旧エムラまでの約650m
特例区域は滞在空間を中心に設定予定

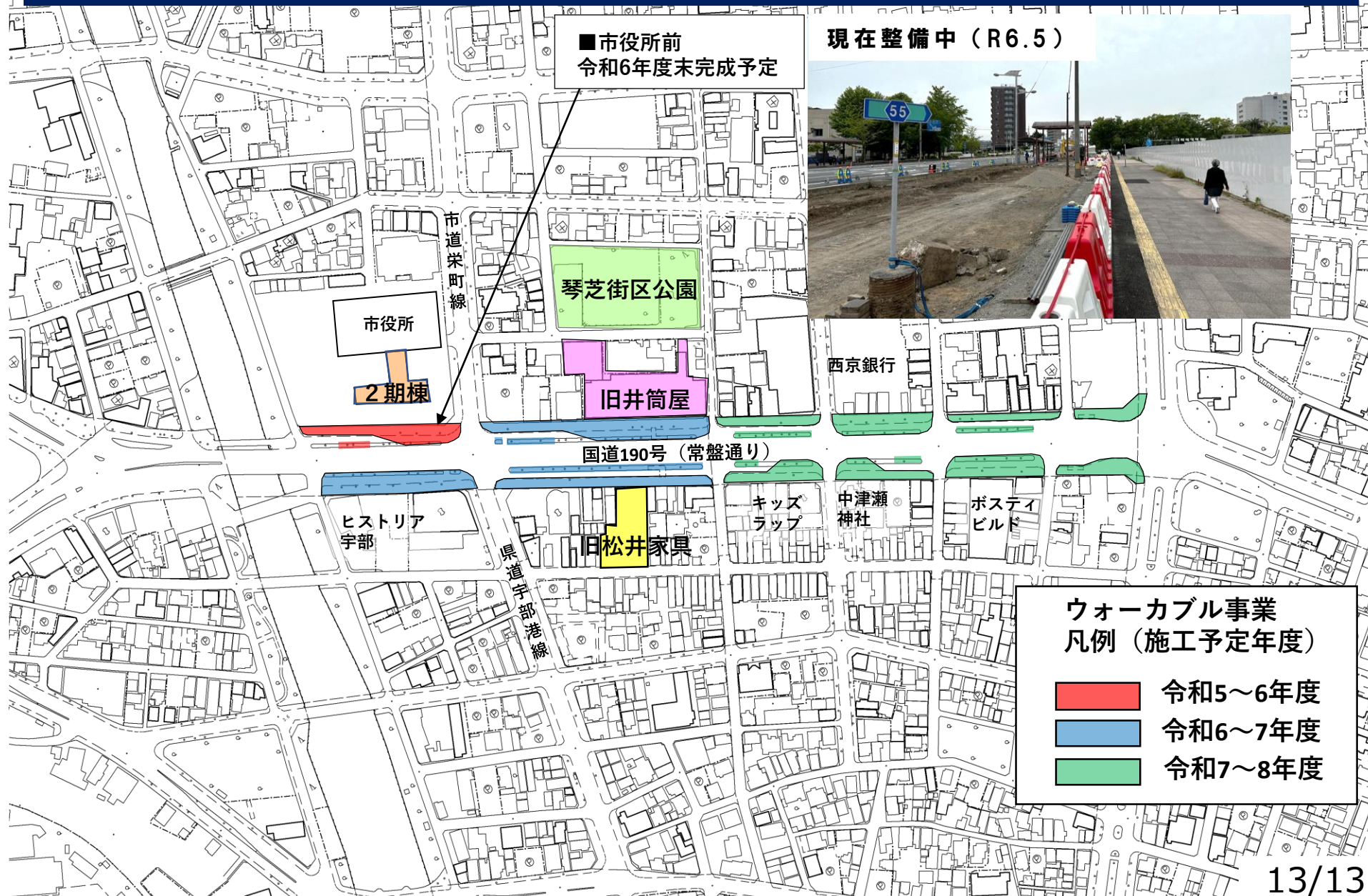
【今後】

関係機関と協力し、指定に向けた協議、手続き、公示等を進める。



今後のスケジュールについて

令和6年度以降の整備予定



宇部市事業所設置奨励条例施行規則の改正概要

【経緯】

「小野田・楠企業団地」の用地取得奨励金は、用地取得価格に対し、宇部市域側は県40%、市0%の計40%、山陽小野田市域側は県40%、市40%の計80%を交付している。

同企業団地への企業の進出状況は、山陽小野田市域側は20区画中、15区画に企業が進出済みに対して、本市域側4区画は、多くの問い合わせがあったものの企業進出に至った区画はない。

このたび、宇部市域側の全区画（県所有地）における産業の集積を促進するため、本市において交付する用地取得奨励金の対象地域を見直し、県市が交付する補助率の合計を山陽小野田市域側と同率とするため、本規則の一部改正を行ったもの。



1 奨励措置の対象に「小野田・楠企業団地」を追加

本市への企業誘致の促進を図るため、奨励措置(用地取得奨励金)の対象地域に当該団地を追加。

規則第3条第1項に次の1号を追加。

- 一 宇部臨空頭脳パーク
- 二 宇部新都市(テクノセンター用地の区域内に限る。)
- 三 **小野田・楠企業団地** ← **新たに追加**

2 対象地域の見直し

「1」の追加に合わせ、別表第2に「小野田・楠企業団地」を追加するとともに、記載の順番を変更。

奨励措置(用地取得奨励金)の適用対象地域

奨励措置の補助率

別表第2(抜粋)

対象地域	補助率
【改正前】 宇部新都市(テクノセンター用地の区域内に限る。) 宇部臨空頭脳パーク	40% 10%
【改正後】 宇部臨空頭脳パーク 宇部新都市(テクノセンター用地の区域内に限る。) 小野田・楠企業団地 ← 新たに追加	10% 40% 40%

ONODA/KUSUNOKI INDUSTRIAL PARK

小野田・楠企業団地

「交通アクセス至便の地」

山陽自動車道小野田ICと国道2号の中間に位置する交通アクセス至便の地。

江汐公園に近接した緑豊かな内陸型産業団地です。



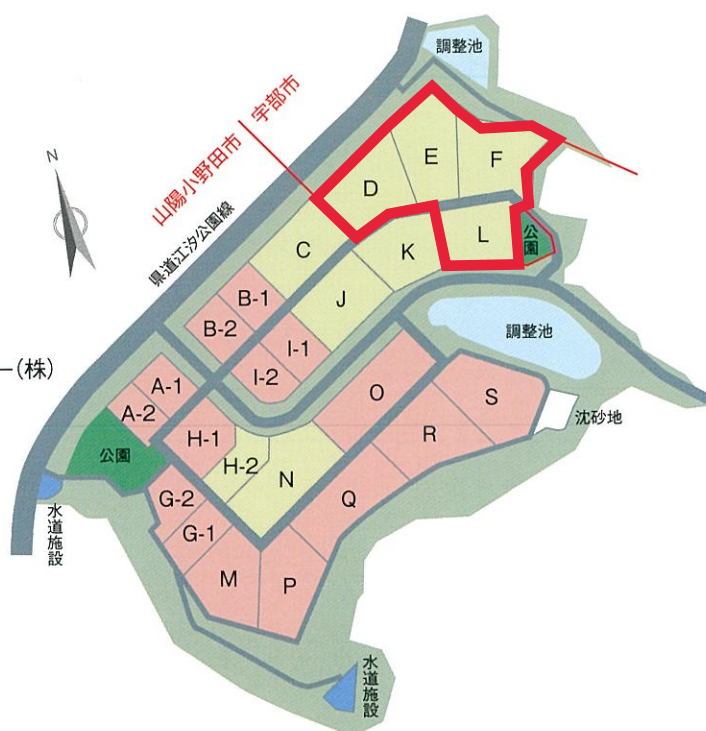
区画割図

■立地企業

A-1区画 渡勇工業(株)	I-1区画 宇内金属工業(株)
A-2区画 (有)大森配送センター	I-2区画 西部工業(株)
B-1区画 (有)厚南鉄工	O区画 藤和工業(株)
B-2区画 (株)藤井商会	Q区画 (株)オカダ電気
G-1・M・P区画 鈴秀工業(株)	R区画 山陽小野田グリーンエナジー(株)
G-2区画 (株)サン工業	S区画 (株)アルモウルド
H-1区画 (株)ハウディ	

D・E・F・L: 山口県

C・H-2・J・K・N: 山陽小野田市



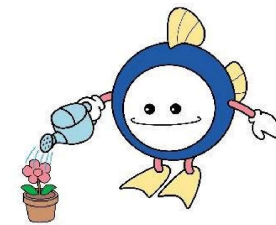
宇部市公共下水道 芝中ポンプ場再構築事業の 進捗状況について

**令和6年6月19日
議会報告**

芝中ポンプ場再構築事業

【目次】

- 1.これまでの経緯
- 2.特定事業の選定
- 3.募集要項等の公表
- 4.今後のスケジュール(予定)



芝中ポンプ場再構築事業

1. これまでの経緯

これまでのスケジュール

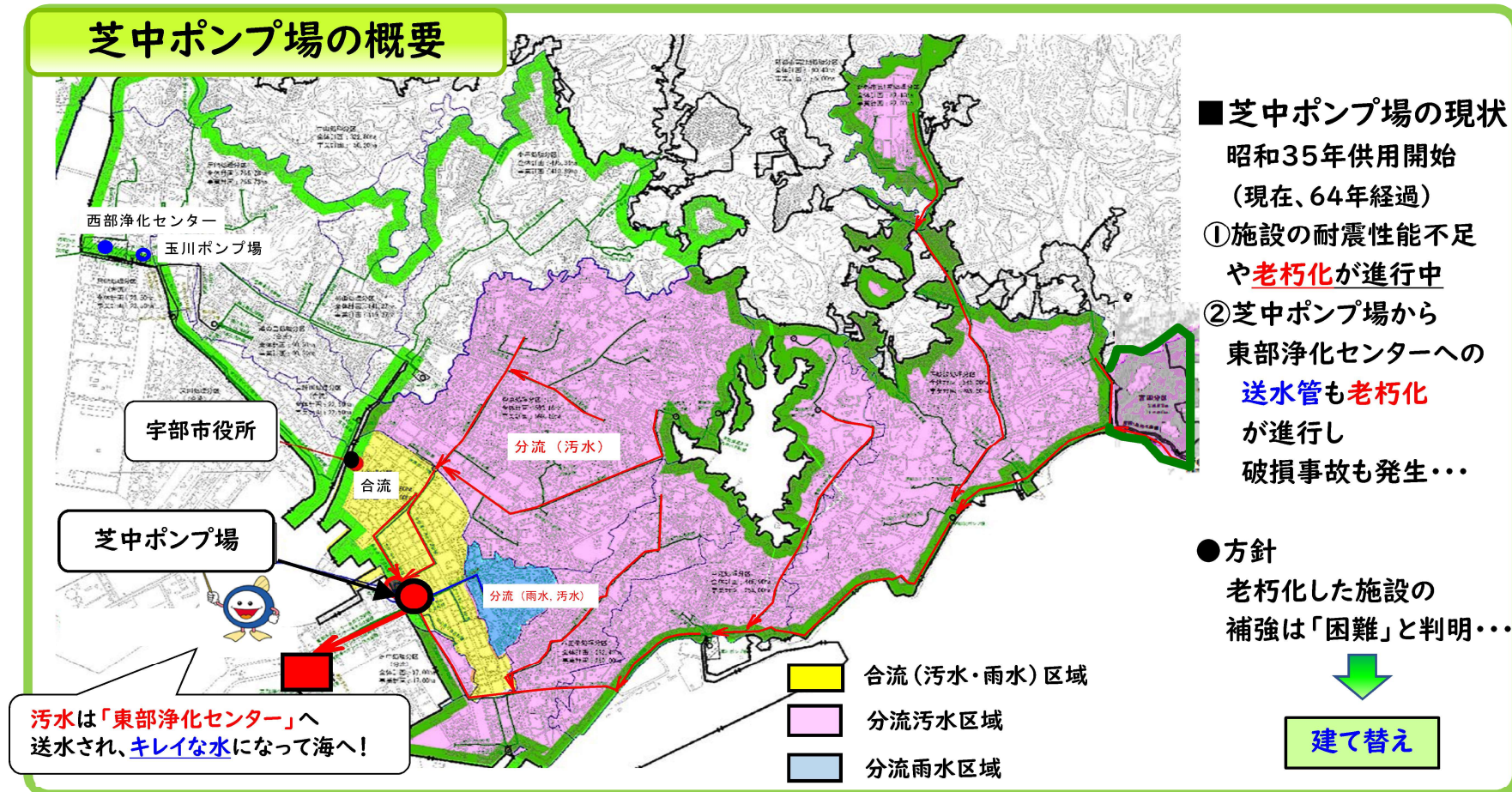
時期	内容
令和4年12月12日	★議会報告（令和4年12月議会 産業建設委員会） 「芝中ポンプ場再構築事業のDB方式について」
令和5年4月23日	市議会議員選挙
令和5年7月3日	★第1回目 事業者選定委員会 発足
令和5年9月11日	★議会報告（令和5年9月議会 産業建設委員会） 「芝中ポンプ場再構築事業事業者選定委員会について」
令和5年10月17日	★第2回目 事業者選定委員会（実施方針（素案）、要求水準書（案）の検討）
令和5年10月31日	実施方針（素案）の公表
令和6年 2月14日	実施方針（案）、要求水準書（案）の公表
令和6年 5月15日	★第3回目 事業者選定委員会（募集要項、選定基準の検討）
令和6年 6月（今回）	★議会報告（令和6年6月議会 産業建設委員会） 「芝中ポンプ場再構築事業の進捗状況について」

（★…議会報告） （★…事業者選定委員会）

芝中ポンプ場再構築事業

1. これまでの経緯

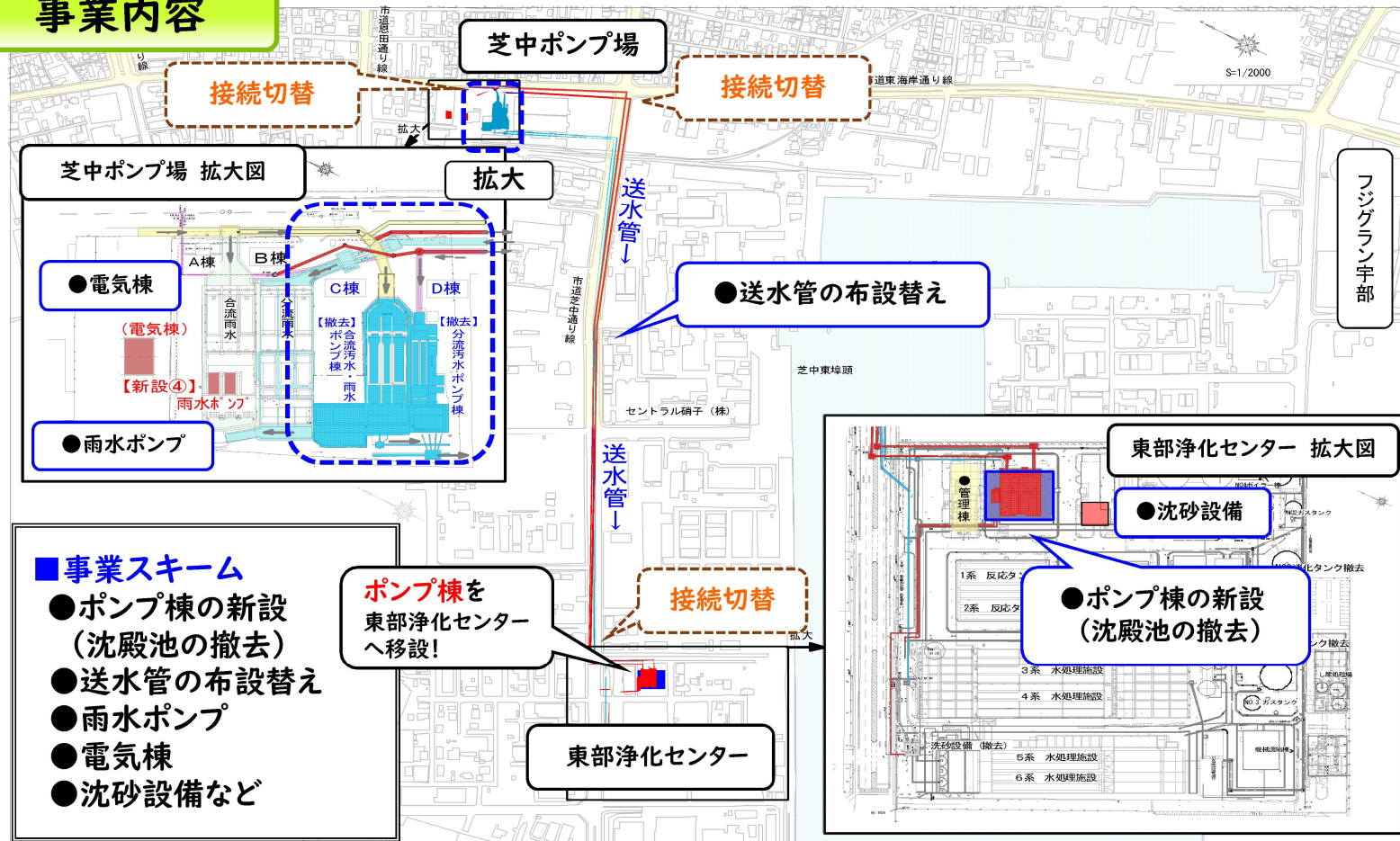
芝中ポンプ場の概要



芝中ポンプ場再構築事業

1.これまでの経緯

事業内容



芝中ポンプ場再構築事業

1. これまでの経緯

本事業の特徴

- 施設の老朽化により**更新急務** ➡ 工事期間の短縮が必要
- **多額**の費用 ➡ コスト縮減が必要
- 改築は新築より**難易度**があがる ➡ 高度な技術が必要

対応策（官民連携手法）

- ・民間の「高度な技術力」や「創意工夫」が期待できる「**官民連携手法**」の導入
（国のガイドライン 事業費総額が10億円以上の事業→優先的に官民連携手法）
- ・宇部市では、玉川ポンプ場の**DBO方式**において様々な**メリット**の実績を確認済

手法の選択

- ①DB方式 【設計 + 建設】を民間事業者に一括発注（資金調達：自治体）
 - ②DBO方式 【設計 + 建設 + 運転管理】を民間事業者に一括発注（資金調達：自治体）
 - ③PFI方式 【設計 + 建設 + 運転管理】を民間事業者に一括発注（資金調達：**民間企業**）
- ➡ 芝中Pは直営で運転管理を行うため、①**DB方式**を採用

芝中ポンプ場再構築事業

2. 特定事業の選定

特定事業の選定とは

- ◎芝中ポンプ場再構築事業は、
事業費が多く、事業期間も長期となり、工事の難易度も高いため、
コスト縮減、工期短縮、高度な技術の提供を目的として
本事業を「**PFI法※**に基づく調達手続き」を**参考に**、
公募型プロポーザル方式を採用したDB事業として、手続きを進めている

※PFI法・・・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(参考)

PFI法に基づく手続き

- PFI法7条・・・PFI事業として実施することが**有効**であると判断した場合は、
「特定事業」として選定することができる
- PFI法11条・・・特定事業として選定する場合は、客観的な評価を
公表しなければならない

芝中ポンプ場再構築事業

2. 特定事業の選定

客観的評価

「従来方式（仕様発注、分割発注）」と「DB方式」を比較

◎定量的評価

①PSC(従来方式)	算定額 事業期間	14,478,000千円 令和7年度～令和14年度まで(8年間)
②DB方式(官民連携手法)	算定額 事業期間	13,525,000千円 令和7年度～令和13年度まで(7年間)

(比較)

整備費 削減額 953,000千円(事業期間 1年短縮)

■評価結果

市の財政支出額の縮減効果 VFM 約6.1%

(DB事業の期間中、市の財政支出額を約6.1%縮減 ※現在価値換算後)

芝中ポンプ場再構築事業

2. 特定事業の選定

客観的評価

◎ 定性的評価

① 一括発注による事業の効率化

複数工種（土木・建築・電気・機械）の円滑な連携、工期短縮

② 提案型の公募型プロポーザル方式による良質なサービスの提供

民間事業者の「専門的かつ高度な技術力」や「創意工夫」などの提案

③ リスク分担の明確化

事前に発生する「リスク」を想定し、「責任分担」の明確化を図る

問題発生時に迅速な対応が可能

（汚水接続切替ミス、事故、業務間の連携ミスなど）

債務負担

■ 債務負担行為の予算計上 ※令和6年6月議会 予算決算委員会(分科会) 補正予算

期 間 令和7年度～令和13年度まで(7年間)

債務負担限度額 13,525,000千円

芝中ポンプ場再構築事業

3. 募集要項等の公表

募集要項等とは

★第3回目事業者選定委員会の意見を取りまとめ作成

★「募集要項等の公表」とは、事業者を募集する条件を以下(①～⑤)に定め、公表するものである

- ①募集要項・・・募集条件、事業概要を示すもの
- ②要求水準書(案)・・・市が事業者を求める性能の水準を示すもの
- ③優先交渉権者選定基準・・・選定委員会で、事業者を選定するための評価基準を示すもの
(優先交渉権者)
- ④提出書類記載要領及び様式集
- ⑤建設工事請負契約書(案)

★募集要項等の公表時期

6月議会終了後を予定

芝中ポンプ場再構築事業

3. 募集要項等の公表

募集要項等のポイント

- 募集要項 参加資格要件・・・
- JV構成員に市内企業3社以上
- 施工実績は問わない
(参考) 前回の玉川ポンプ場DBO事業は、
同種・同等の施工実績を参加要件とした
※市内企業のみでも参加可能
- 優先交渉権者選定基準
 重要な審査項目
 - 要求水準書に示す「事業の基本理念」(市が重要視する指針)
(ライフサイクルコスト低減、維持管理性、設備更新や点検・修繕のしやすさ、
安全な作業環境、DXの活用 など)
 - 地域経済への貢献
 - 市内企業や市内人材の活用
 - 市内産製品・資材の活用

芝中ポンプ場再構築事業

4. 今後のスケジュール(予定)

時期	内容
令和6年6月	★議会承認 (令和6年6月議会 予算決算委員会【分科会】) 「令和6年度宇部市下水道事業会計補正予算(第1回)」
令和6年6月	「特定事業の選定」の公表 「募集要項等」の公表
令和7年1月	民間事業者が「提案書」を提出
令和7年2月	★第4回目 事業者選定委員会 (提案審査、優先交渉権者選定)
令和7年3月	★議会報告 (令和7年3月議会) 芝中ポンプ場再構築事業・事業者選定結果の報告
令和7年3月	建設工事請負契約
令和7年4月～ 令和14年3月(予定)	事業開始 ～ 事業完了

(★・・・議会承認・報告) (★・・・事業者選定委員会)